

別紙1 本サービスで提供する詳細条件

1. 本サービスの取り扱いできる AWS サービス

下記の AWS サイトから確認できる AWS サービスを提供します。

URL:<https://s3-us-west-2.amazonaws.com/solution-provider-program-legal-documents/Solution+Provider+Program+List+of+Services.pdf>

なお、下記のサービスは提供対象外です。

- Alexa for Business
- AWS Managed Services

その他、上記 AWS サイトにて確認できるサービスのうち、「*」印の付いているサービスの取り扱いについては、当社へお問い合わせください。

※リザーブドインスタンス、Savings Plans のご利用には別途ご契約が必要となります。

2. AWS サービスに関する問い合わせ対応

2-1. AWS サービスのサービス仕様に関する問い合わせ

- 受付方法：下記の URL の問い合わせフォームにて受付けます。

URL：<https://business.ntt-east.co.jp/gf/form.php?service=gi0538&type=pc>

- 対応時間：平日 9:00-17:00

2-2. AWS サービスの故障に関する問い合わせ

- 受付方法：下記の URL の問い合わせフォーム、またはメールにて受付けます。

URL：<https://business.ntt-east.co.jp/gf/form.php?service=gi0539&type=pc>
受付窓口の連絡先：cloud-aws-trouble-ml@east.ntt.co.jp

- 対応時間：24 時間 365 日

※本問い合わせで故障原因を特定することは保証しません。

※故障問い合わせに対応することを目的として、当社の運用担当者は、本サービスで契約者に提供するアカウントの利用状況を確認するための権限を保有します。

※当社がアマゾンへ問い合わせが必要になるときは、当社が保有するアカウントを利用して、契約者の故障問い合わせを行います。AWS 管理イベントログの追跡が必要な場合は、追跡対象の事象発生から 80 日以内にご申告いただければ、ログ追跡いたします。

2-3. AWS サービスの工事・故障情報の通知

アマゾンから当社に対して通知される AWS サービスの工事・故障情報に基づき、契約者に当該情報を通知します。

別紙 2 (料金表)

第 1 表 (月額料金)

月額料金 (税抜価格)	請求通貨 (レート)	日本円
	クラウド利用料	一月あたりの利用実績に応じた AWS が機能毎に米ドルで定める定価 ^{※1} を契約時に 当社が定めた為替レート ^{※2} で円換算した金額 ^{※3}
	運営管理費/契約	11,500 円 ^{※4} +クラウド利用総額に 7%を乗じた金額
備考		
<p>※1: 定価は利用時間、通信料、トランザクション数等により定められます。 最新の料金単価については、AWS サイトのホームページにてご確認をお願いします。 https://aws.amazon.com/jp/pricing-list/</p> <p>※2: 為替レートは、みずほ銀行が提示する利用月の前月の月中平均 TTS 値に、2% を加算した値とする。 最新の TTS については、下記 URL から取得できる月中平均データ (TTM) に 1 円加算することで 確認できます。 https://www.mizuhobank.co.jp/market/historical.html</p> <p>※3: 当社は、AWS から提示された各品目の定価の請求額の合算値 (米ドル、1 セント未満は切り捨て) に対して、当社が定める為替レートをを用いて円貨を算定します。 その結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。なお、消費税額の算出に おいて、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。 なお、契約者に対する AWS サービスの提供がサービスレベルアグリーメントに定めるサービスレベル に満たない場合において、契約者が当社に申請し当社が承諾したときには、契約者は、AWS サービス に係る利用料金からの減額を受けることができるものとします。ただし、かかる減額事由が発生した 月の翌月末日までに契約者が上記申請をしなかった場合は、契約者はかかる減額を受ける権利を失う ものとします。</p> <p>※4: 運営管理費の日割り計算は行いません。</p>		

第 2 表 (初期費用)

初期費用	9,300 円/契約 (税込価格 10,230 円/契約)
------	-------------------------------

第 1 表、第 2 表で定める料金の支払いについては、月額料金が発生した月の翌々月に当社から契約者へ請求書を発行し、契約者は請求書発行日の月末までにこれを支払うものとします。